

新型コロナウイルスによる肺炎の感染流行に対応し、  
企業の操業再開を支援する財政・税務金融政策

工業情報化部財務司

2020年3月

## 目次

### 感染対策編

一. 医療保障の支持	1
(一) 患者の負担軽減	1
(二) 医療衛生機関の負担軽減	2
(三) 感染対策経費保障の適切な実施	4
二. 感染対策重点物資の生産・輸送の保障	4
(一) 感染対策重点保障企業のリスト管理の実行	4
(二) 感染対策重点保障企業資金の保障	5
(三) 感染対策重点保障企業の税負担軽減	6
(四) 重点物資の政府調達及び総買上げの支持	7
(五) 重点物資の輸送・物流コストの低減	7
(六) 防疫物資の輸入支援	7
三. 公益寄付の支持	8
四. 感染対策期間における金融サービスの強化	10

### 操業再開編

一. 中小・零細企業への支援	11
(一) 中小・零細企業の経営コストの軽減	11
(二) 中小・零細企業への財政支援の強化	11
(三) 中小・零細企業に対する融資支援の強化	13
(四) 中小企業に対する公共サービス及びイノベーション支援の強化	15
二. 操業再開企業の各種コスト負担の軽減	16
(一) 企業の税金・費用負担の軽減	16
(二) 企業融資コストの引き下げ	18
(三) 「5 険 1 金」の負担の軽減	19
(四) 各種生産要素コストの低減	20
三. 雇用・就業安定化の支援	21
四. 各分野の企業の操業再開への支援	24
五. 対外貿易と外資の安定化	26

### 政策の実施徹底編

一. 財政政策の実施強化	28
二. 租税政策の実施強化	29

## 感染対策編

### 一. 医療保障の支持

#### (一) 患者の負担軽減

1. 診療費用補助政策。感染確定患者の個人負担費用について関係機関と合同で財政措置を実行し、中央財政より60%を補助する。擬似症患者に対しては、診療地で財政補助政策を制定し、中央財政が状況を見て妥当な補助を与える。

##### 【依拠する政策】

『財政部 国家衛生健康委員会 新型コロナウイルスによる肺炎感染対策にかかる経費保障政策に関する通知』（財社〔2020〕2号）

『国家医療保障局弁公室 財政部弁公庁 国家衛生健康委員会弁公庁 新型コロナウイルスによる肺炎の感染流行にかかる医療保障業務をよりよく実施することに関する補充通知』

##### 【政策リンク】

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-01/30/content\\_5473079.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-01/30/content_5473079.htm)

[http://www.nhsa.gov.cn/art/2020/1/27/art\\_37\\_2290.html](http://www.nhsa.gov.cn/art/2020/1/27/art_37_2290.html)

2. 個人が企業・組織の支給した新型コロナウイルスによる肺炎予防の医薬防護用品等を取得した場合について個人所得税の徴収を免除する。

##### 【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策にかかる個人所得税政策を支持することに関する公告』（財政部 税務総局公告 2020年第10号）

##### 【政策リンク】

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207\\_3466790.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207_3466790.htm)

3. すでに支給された個人起業担保貸付について、借入人が新型コロナウイルスによる肺炎に感染した場合、貸付銀行に返済期限の延期を申請することができ、延期期間は原則として1年を超えず、財政機関は利息に対する補助を継続する。

##### 【依拠する政策】

『金融のサービス強化を支持し、新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策の取組みを適切に行うことに関する通知』（財金〔2020〕3号）

##### 【政策リンク】

[http://jrs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200202\\_3465014.htm](http://jrs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200202_3465014.htm)

4. 感染流行の影響により一時的に収入源を失った人々に対し、住宅ローン、クレジットカード等の個人信用貸付返済の取り決めを柔軟に調整し、返済期限を合理的に延期する。新型肺炎への感染または感染流行の影響により損失を被り、保険金の賠償を

請求する顧客に対し、金融機関は処理を優先し、責任範囲を適度に拡大し、賠償すべきものは賠償する。

**【依拠する政策】**

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策への金融支援のさらなる強化に関する通知』（銀発〔2020〕29号）

『銀行業・保険業の金融サービスを強化し、新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策の取組みに協力することに関する通知』（銀保監弁発〔2020〕10号）

**【政策リンク】**

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3965911/index.html>

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=888850&itemId=915>

**(二) 医療衛生機関の負担軽減**

1. 感染対策の業務に参加する現場の医療衛生人員に対し、中央財政より予定額臨時業務補助を支給する。臨時業務補助及び奨励金については個人所得税の徴収を免除する。

**【依拠する政策】**

『財政部 国家衛生健康委員会 新型コロナウイルスによる肺炎感染対策にかかる経費保障政策に関する通知』（財社〔2020〕2号）

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策にかかる個人所得税政策を支持することに関する公告』（財政部 税務総局公告 2020年第10号）

**【政策リンク】**

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-01/30/content\\_5473079.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-01/30/content_5473079.htm)

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207\\_3466790.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207_3466790.htm)

2. 医療看護従事者及び関連作業人員が業務の職責を履行するために新型コロナウイルスによる肺炎に感染したか、新型コロナウイルスによる肺炎に感染したために死亡した場合は労災と認定し、法により労災保険待遇を享受する。

**【依拠する政策】**

『業務の職責履行のため新型コロナウイルスによる肺炎に感染した医療・看護従事者及び関連作業員の関連保障に関する通知』（人社部函〔2020〕11号）

**【政策リンク】**

[www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-01/23/content\\_5471922.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-01/23/content_5471922.htm)

3. 医療衛生機関が感染対策の取組みを行うために必要な防護、診断、治療の専用設備及び簡易診断キットにかかる経費は、地方財政により手配し、中央財政が状況を見て支給する。

**【依拠する政策】**

『財政部 国家衛生健康委員会 新型コロナウイルスによる肺炎感染対策にかかる経費保障政策に関する通知』（財社〔2020〕2号）

【政策リンク】

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-01/30/content\\_5473079.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-01/30/content_5473079.htm)

4. 新型コロナウイルス関連の防疫製品について、医療機器製品登録費の徴収を免除する。新型コロナウイルスによる肺炎の治療・予防のための医薬品について、薬品登録費の徴収を免除する。

【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策期間における一部の行政事業性費用及び政府性基金の徴収免除に関する公告』（財政部 国家発展改革委員会公告 2020 年第 11 号）

【政策リンク】

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207\\_3466791.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207_3466791.htm)

5. 金融期間は積極的に関係病院、医療科学研究機関とのサービス連携を強化し信用貸付のための十分な資金を提供し、全力で衛生・防疫、医薬用品の製造及び調達、公衆衛生インフラの建設、科学研究の難題解決、技術改良等の分野への合理的な融資のニーズを満足する。金融リース企業が感染対策に関する医療設備の金融リース業務を提供し、関連のリース料金や利息の請求を猶予・減額することを奨励する。

【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策への金融支援のさらなる強化に関する通知』（銀発〔2020〕29号）

『銀行業・保険業の金融サービスを強化し、新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策の取組みに協力することに関する通知』（銀保監弁発〔2020〕10号）

【政策リンク】

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3965911/index.html>

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=888850&itemId=915>

6. 企業の債券募集資金を感染対策に関連する医療サービス、科学研究の難問解決、医薬製品の製造及び感染対策のインフラ建設等のプロジェクトに使用し、債務弁済保障の措置が整っている場合は、上記に類するプロジェクトの収益包括要求を適度に緩和することができる。

【依拠する政策】

『国家発展改革委員会弁公庁 感染対策期間において企業の債券業務を適切に行うことに関する通知』（発改弁財金〔2020〕111号）

【政策リンク】

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/09/content\\_5476359.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/09/content_5476359.htm)

### (三) 感染対策経費保障の適切な実施

各級の財政機関では、全力で感染対策の経費を保障する取組みを適切に行う。地方各級の財政機関では、中央財政から移転支出された資金を活用するとともに、あらゆる手段を講じて資金を調達し、経費保障の職能を確実に履行する。一般公共预算、政府性基金の予算等の財政資金及び社会寄贈資金を取りまとめ、財政支出構造のさらなる最適化を図り、財政保有資金を大いに活性化し、医療衛生分野への投入を強化し、感染対策経費の需要保障を優先する。関係機関の感染対策の取組みの経費を十分に保障し、感染流行の深刻な、感染対策資金の不足がより大きい地域への移転支出を強化する。

#### 【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策経費を保障する取組みをより適切に行うことに関する通知』（財弁〔2020〕7号）

#### 【政策リンク】

[http://sbs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200213\\_3469361.htm](http://sbs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200213_3469361.htm)

## 二. 感染対策重点物資の生産・輸送の保障

### (一) 感染対策重点保障企業のリスト管理の実行

発展改革委員会、工業情報化部では、以下の感染対策重点保障企業に対し、リスト管理を実施する。

1. 感染流行対応に使用する医療用防護服、隔離服、医療用及び防護効果のある一般用マスク、医療用ゴーグル、新型コロナウイルスの検査キット、陰圧救急車、消毒機、殺菌消毒用品、赤外線温度計、スマートモニター検出システム及び関連医薬品等の重要医療用物資を生産する企業
2. 上記の物資を生産するのに必要な原材料・補助材料を生産する企業、重要設備の製造企業及びそれらの関連業務に従事する企業
3. 重要生活必需品を生産する基幹企業
4. 需要医療用物資の買上げ企業
5. 感染対策の対応に関連情報通信設備及びサービスシステムを提供する企業、上記の物資の輸送、販売の任務を担当する企業

各省級の発展改革機関、工業情報化機関は、管轄地域における感染対策重点保障企業のリストを取りまとめて審査確認を行い、発展改革委員会、工業情報化部に報告する。中央国有企業は、関連業界の所管機関を通じて、又は自ら直接発展改革委員会、工業情報化部に申請することができる。発展改革委員会、工業情報化部は、感染対策物資の分配のニーズに基づき、全国の感染対策重点保障企業リストを検討し確定する。

#### 【依拠する政策】

『感染対策の防衛戦に打ち勝ち、感染対策重点保障企業への資金支援を強化すること

に関する緊急通知』（財金〔2020〕5号）

【政策リンク】

[http://jrs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207\\_3467035.htm](http://jrs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207_3467035.htm)

**（二）感染対策重点保障企業資金の保障**

1. 人民銀行より全国規模の銀行及び感染対策重点地域の地方法人銀行に特別再貸付を提供し、リストに登録された企業に対し優先的に優遇貸付を提供する。支給対象には、開発銀行、輸出入銀行、農業発展銀行、工商銀行、農業銀行、中国銀行、建設銀行、交通銀行、郵政儲蓄銀行の全国規模の銀行9行を含み、全国規模の銀行より重点的に全国リスト内の企業に貸し出し、地方法人銀行よりその地域の地方リストに登録された企業に対して貸し出す。

毎月の特別再貸付の貸付利率は前月分の1年物ローンプライムレート（LPR）から250ベーシスポイント引き下げた利率とする。再貸付期間は1年間とする。金融機関より関連する企業に対し、優遇利率の信用貸付を提供することにより支援し、貸付利率の上限は貸し出した時点の直近に公表された1年物LPRから100ベーシスポイント引き下げた利率とする。

【依拠する政策】

『感染対策の防衛戦に打ち勝ち、感染対策重点保障企業への資金支援を強化することに関する緊急通知』（財金〔2020〕5号）

【政策リンク】

[http://jrs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207\\_3467035.htm](http://jrs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207_3467035.htm)

2. 人民銀行の特別再貸付支援を受ける企業に対し、中央財政より利息補助の支援を与える。中央財政は企業が実際に獲得する貸付利率の50%の利息補助を行い、利息補助期間は1年を超えない。利息補助を受けた企業の実際の貸付利用コストは1.6%を超えない。

【依拠する政策】

『金融のサービス強化を支持し、新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策の取組みを適切に行うことに関する通知』（財金〔2020〕3号）

『感染対策の防衛戦に打ち勝ち、感染対策重点保障企業への資金支援を強化することに関する緊急通知』（財金〔2020〕5号）

【政策リンク】

[http://jrs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200202\\_3465014.htm](http://jrs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200202_3465014.htm)

[http://jrs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207\\_3467035.htm](http://jrs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207_3467035.htm)

3. 開発性銀行、政策性銀行を支援する信用貸付支援を強化する。国家開発銀行、輸出入銀行、農業発展銀行は、信用貸付の取決めを合理的に調整し、市場からの資金調達が困難な防疫組織・企業による生産・研究開発、医薬用品の輸入調達及び重要生活

物資の供給企業の生産、輸送、販売への資金支援を強化し、感染対策のニーズを合理的に満足する。

【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策への金融支援のさらなる強化に関する通知』（銀発〔2020〕29号）

【政策リンク】

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3965911/index.html>

4. 全力で感染対策企業の生産能力拡大を支援する。感染対策のニーズに密着し、全力で治療薬剤、ワクチンの研究開発等の衛生医療重点分野及び重要物資の生産、輸送・物流等の関連企業の資金調達を全力で支援する。中央の政策を十分に活用し、機構の特設、十分な権限付与、積極的連携を行い、資金調達コストの引き下げ、優遇利率や良質金融サービスの提供により、企業の生産能力回復、生産拡大を支援する。保険機関が自身の状況に合わせ、感染対策の現場で働く作業人員に事故、健康、養老、医療等の優遇保険サービスを提供することを奨励する。

【依拠する政策】

『中国銀行保険監督管理委員会弁公庁の感染対策金融サービスをより適切に提供することに関する通知』（銀保監弁発〔2020〕15号）

【政策リンク】

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=890657&itemId=915>

### （三）感染対策重点保障企業の税負担軽減

1. 感染対策重点保障物資の生産企業が生産能力拡大のために設備を購入設置する場合について、企業所得税の税引前一括控除を許可する。感染対策重点保障物資生産企業に対し、増値税につき増分の控除未済税額を全額還付する。

【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策支援の関連租税政策に関する公告』（財政部 稅務總局公告 2020 年第 8 号）

【政策リンク】

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207\\_3466788.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207_3466788.htm)

2. 春節期間（2020年2月9日まで）稼働し、感染対策の緊急物資の生産、配送に対応した企業に対し、条件を満たすものに就業受入一時補助金を支給することができる。

【依拠する政策】

『感染対策期間の就業に関する取組みを適切に行うことに関する通知』（人社部明電〔2020〕2号）

【政策リンク】

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/06/content\\_5475179.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/06/content_5475179.htm)

#### **(四) 重点物資の政府調達及び総買上げの支持**

1. 感染対策物資の政府調達について、審査認可手続きを簡素化し、物資供給の優先ルートを提供する。

##### **【依拠する政策】**

『感染対策の調達円滑化に関する通知』（財弁庫〔2020〕23号）

##### **【政策リンク】**

[http://gks.mof.gov.cn/guizhangzhidu/202001/t20200126\\_3464030.htm](http://gks.mof.gov.cn/guizhangzhidu/202001/t20200126_3464030.htm)

2. 企業が、緊急に必要な重点医療防疫物資を質と量を維持しながら増産することを奨励し、企業が増産した重点医療防疫物資の全てを、政府が調達し買い上げる。

##### **【依拠する政策】**

『政府の備蓄作用を発揮し、感染対策の緊急に必要な物資を増産し供給量を増加することに関する通知』（発改運行〔2020〕184号）

##### **【政策リンク】**

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202002/t20200209\\_1220182.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202002/t20200209_1220182.html)

#### **(五) 重点物資の輸送・物流コストの低減**

納税者が感染対策重点保障物資を輸送して得る収入に対し、増値税の徴収を免除する。感染対策重点保障物資の具体的範囲は、国家発展改革委員会、工業情報化部により確定する。

##### **【依拠する政策】**

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策支援の関連租税政策に関する公告』（財政部 税務総局公告 2020 年第 8 号）

##### **【政策リンク】**

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207\\_3466788.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207_3466788.htm)

#### **(六) 防疫物資の輸入支援**

1. 衛生健康所管機関が輸入を手配する、感染対策に直接用いる物資について、関税の徴収を免除する。

##### **【依拠する政策】**

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策のための物資輸入にかかる免税政策に関する公告』（財政部 税関総署 税務総局公告 2020 年第 6 号）

##### **【政策リンク】**

[http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202002/t20200201\\_3464830.htm](http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202002/t20200201_3464830.htm)

2. 輸入される米国原産の物資について、対米追加関税の措置を実施せず、中国が米国 232 条に対して停止していた関税の譲許義務を回復し、中国が米国 301 条への報復措置として設定した追加関税の徴収を行わない。すでに追加関税を徴収したものについては還付する。

**【依拠する政策】**

『国務院関税税則委員会 新型コロナウイルスによる肺炎の感染流行対策のための輸入物資に対米関税追加徴収措置を実施しないことに関する通知』（税委会〔2020〕6号）

**【政策リンク】**

[http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202002/t20200201\\_3464834.htm](http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202002/t20200201_3464834.htm)

3. 輸入医薬品、消毒用品、防護用品、応急手当機器等の感染対策物資の迅速な通関を全力で保障し、『慈善寄付物資輸入税徴収免除暫定施行弁法』（財政部 税関総署 国家税務総局公告 2015 年第 102 号）に列挙する関連物資について、緊急事態下においては先行登記により通関し、規定通り関連の事後手続きを行うことを認める。

**【依拠する政策】**

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策用寄付物資の通関手続きに関する公告』（税関総署公告 2020 年第 17 号）

**【政策リンク】**

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/2852160/index.html>

4. 外貨取引の手続き効率の向上。銀行は感染対策関連物資の輸入、寄付等のためのクロスボーダー人民元業務において、優先手続きルートを設ける。関係機関及び地方政府が必要とする感染対策物資の輸入につき、外貨管理局の各分支機構より管轄地域内の銀行に対し、輸入にかかる外貨の購入・決済業務のプロセス及び必要書類の簡素化を指導する。

**【依拠する政策】**

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策への金融支援のさらなる強化に関する通知』（銀発〔2020〕29号）

**【政策リンク】**

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3965911/index.html>

### 三. 公益寄付の支持

1. 企業及び個人が公益性社会組織等を通じて、又は病院に対し直接、感染対策用の医療物資等の物品を寄付する場合、所得税の納税前全額控除を認める。無償で感染対策用の貨物を寄付する企業・組織及び個人工商業者に対し、増値税、消費税、都市保護維持建設税、教育費付加及び地方教育付加の徴収を免除する。

**【依拠する政策】**

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策の関連寄付税収政策への支持に関する公告』（財政部 税務総局公告 2020 年第 9 号）

【政策リンク】

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207\\_3466789.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207_3466789.htm)

2. 感染対策用輸入物資の寄付について、輸入関税及び輸入増値税、消費税の徴収を免除する。

【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策のための物資輸入にかかる免税政策に関する公告』（財政部 税関総署 税務総局公告 2020 年第 6 号）

【政策リンク】

[http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202002/t20200201\\_3464830.htm](http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202002/t20200201_3464830.htm)

3. 資金の着金及び外貨決済の迅速化。国内外から感染対策支援により送金される外貨寄付資金業務について、銀行が直接寄付の受贈企業・組織の既存の経常項目外貨決済口座を通じて処理することを認め、寄付外貨口座開設の要求は当面実施を停止する。

【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策への金融支援のさらなる強化に関する通知』（銀発〔2020〕29号）

【政策リンク】

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3965911/index.html>

4. 金融企業による正確な寄付の実施を奨励し、寄付を行う際に、資金の使用対象、使用条件、使用方式等を含む具体的要求を明記することができる。金融企業が複数の方式により寄付を実施することを奨励する。

【依拠する政策】

『国有金融企業による積極的かつ適切な感染対策の寄付にかかる事項に関する通知』（財金函〔2020〕7号）

【政策リンク】

[jrs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200213\\_3469463.htm](http://jrs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200213_3469463.htm)

#### 四. 感染対策期間における金融サービスの強化

1. 合理的かつ十分な流動性の維持。人民銀行は引き続きフォワードガイダンスを強化し、公開市場操作、貸付常備の便宜、再貸付、再割引等の複数の貨幣政策の手段により、十分な流動性を提供し、金融市場の合理的かつ十分な流動性を維持し、貨幣市場における利率の平穏な推移を維持する。

【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策への金融支援のさらなる強化に関する通知』（銀発〔2020〕29号）

**【政策リンク】**

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3965911/index.html>

2. 資本市場管理の強化。企業情報開示等の監督管理事項を柔軟かつ適切に調整し、感染流行の深刻な地域の証券基金先物経営機関に対し、関連のリスク指標監督管理基準を適度に緩和する。資本市場関連業務の手続き期限を適度に緩和する。感染流行の深刻な地域の企業上場等の一部費用を減免する。

**【依拠する政策】**

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策への金融支援のさらなる強化に関する通知』（銀発〔2020〕29号）

**【政策リンク】**

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3965911/index.html>

3. 各証券基金の先物経営機関はサービスモデルを改良し、業務の安定を維持し、目的に適合した、確実に実行可能な業務の応急マニュアルを制定し、取引決済システムの安全かつ安定的な運行を確保する。投資者が理性的かつ客観的に感染流行の影響を分析し、長期投資、価値投資の理念を堅持し、適法に投資活動を行うよう積極的に導く。

各取引所、中国証券登記結算有限責任公司、全国股転公司等の機関は業務マニュアルを制定し、市場取引、決済引渡しの正常な実施を確実に保障する。

**【依拠する政策】**

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策の取組みを適切に行うことに関する通知』（証監弁発〔2020〕9号）

**【政策リンク】**

[http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/zjhxwfb/xwdd/202001/t20200128\\_370460.htm](http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/zjhxwfb/xwdd/202001/t20200128_370460.htm)

1

## 操業再開編

### 一. 中小・零細企業への支援

#### (一) 中小・零細企業の経営コストの軽減

1. 「失業保険による就業安定化還付政策」を強化し、中小・零細企業の失業保険就業安定還付政策の人員削減率について、前年度の統括地域都市部登記失業率を上回らないとする基準から、前年度の全国都市部調査失業率抑制目標を上回らない基準に緩和し、保険に加入する従業員 30 名以下の企業に対する人員削減率を企業の総従業員数の 20%以下にまで引き下げる。

##### 【依拠する政策】

『感染対策期間の就業に関する取組みを適切に行うことに関する通知』（人社部明電〔2020〕2号）

##### 【政策リンク】

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/06/content\\_5475179.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/06/content_5475179.htm)

2. 関連の企業・組織で感染対策期間中に中小企業の生産経営に必要な電気、水道、ガスの料金につき、段階的な支払い猶予の実施を推進し、支払い猶予期間中においては、料金の未払いがあっても供給を停止しない措置を取る。

##### 【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染流行に対応し、中小企業の操業再開の困難とともに克服することへの援助に関する通知』（工信明電〔2020〕14号）

##### 【政策リンク】

<http://www.miit.gov.cn/n973401/n7647394/n7647399/c7669722/content.html>

3. 個人工商業者への電気供給の保障。2020年上半期において、感染流行の影響を受けたために電気、ガスの料金を全額で支払うことができなかった個人工商業者に対し、料金の未払いがあっても供給を停止しない措置を取る。商業・流通、飲食・食品製造、旅行・宿泊、交通・運輸等の業界の個人工商業者の電気・ガス料金については、関連の機関が公布する電気・ガス料金の段階的なコスト引き下げの政策により実施する。

##### 【依拠する政策】

『感染流行の影響に対応し、個人工商業者への支援を強化することに関する指導意見』（国市監注〔2020〕38号）

##### 【政策リンク】

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/28/content\\_5484720.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/28/content_5484720.htm)

#### (二) 中小・零細企業への財政支援の強化

1. 各地における中小企業が受けた感染流行による影響の実際状況を加味し、法律・法規により税金及び行政事業性徴収費用を減免し、物件賃貸費の減免、社会保険料の

段階的納付猶予又は適度な還付、税金の納付猶予、生産要素コストの引き下げ、企業従業員技能訓練補助及び就業安定奨励金の強化等の財政支援政策の施策を促進し、中小企業のコスト負担の確実な軽減を図る。

**【依拠する政策】**

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染流行に対応し、中小企業の操業再開の困難とともに克服することへの援助に関する通知』（工信明電〔2020〕14号）

**【政策リンク】**

<http://www.miit.gov.cn/n973401/n7647394/n7647399/c7669722/content.html>

2. 個人工商業者に対する租税優遇政策の実施。2020年3月1日から5月31日まで、湖北省の増値税小規模納税者からの増値税徴収を免除し、その他の省、自治区、直轄市の増値税小規模納税者に対しては徴収率1%で増値税を徴収する。

**【依拠する政策】**

『個人工商業者の稼働・操業再開を支援する増値税政策に関する公告』（財政部 税務総局公告2020年第13号）

**【政策リンク】**

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/29/content\\_5484995.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/29/content_5484995.htm)

3. 個人工商業者の税金・費用減免の強化。個人工商業者の社会保険料の減免。企業・組織で企業従業員の養老保険、失業保険、労災保険に加入している個人工商業者は、中小・零細企業の減免適用政策を参照することができる。

賃貸人に対する租税徴収減免。感染対策期間において個人工商業者のために賃料を減免した大型商業ビル、ショッピングモール、市場、産業パーク等の賃貸人は、当年の家屋税、都市部土地使用税の納付にどうしても困難がある場合は、困難による減免を申請することができる。

個人工商業者の検査、認証費用の減免。政府機関に所属する政府系事業組織、国有企業法人の性質を有する製品品質検査検測機関、認証・認可機関では、個人工商業者の感染対策期間における検査・検測及び認証・認可にかかる費用を減免する。

個人工商業者の物件賃料の減免。行政政府系事業組織の物件資産、政府の創業・起業パーク、インキュベーターセンター、商品取引市場、起業基地及び国有企業が賃貸する経営用物件を賃借している個人工商業者について、各地が実際状況を加味したうえで賃料を減免することを奨励する。その他の経営用物件又は店舗を賃借している個人工商業者に対しては、各地で実際状況を加味して関連の優遇、奨励、補助の政策を制定・公布することができ、賃貸人による賃借人の賃料の減免を奨励する。

**【依拠する政策】**

『感染流行の影響に対応し、個人工商業者への支援を強化することに関する指導意見』（国市監注〔2020〕38号）

**【政策リンク】**

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/28/content\\_5484720.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/28/content_5484720.htm)

### (三) 中小・零細企業に対する融資支援の強化

1. 製造業、零細企業、民間企業等の重点分野における信用貸付支援の強化。金融機関では内部資源配置、インセンティブ・考課の取決め等を通じてサービス能力の構築を強化し、零細企業、民間企業に対する支援を引き続き強化し、貸付の迅速化を維持して総合融資コストの引き下げ要求を確実に実行する。製造業の中長期貸付の投入を増加する。

#### 【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策への金融支援のさらなる強化に関する通知』（銀発〔2020〕29号）

#### 【政策リンク】

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3965911/index.html>

2. 応急転貸資金の作用を発揮し、応急転貸料率を引き下げ、感染流行の影響が大きい企業に応急転貸資金の支援を提供する。条件に適合する地方が貸付リスク補償資金を確立し、感染対策期間に金融機関より零細企業に提供した貸付の返済されない部分について適度の補償を与えることを奨励する。

国及び中小企業の発展基金の共同連携による作用を積極的に発揮し、民間資本を動員して中小企業のエクイティファイナンス規模を拡大し、感染流行の影響を受けて一時的に困難を抱えるイノベーション型、成長型の中小企業への投資を強化し、投資を加速することを奨励する。

#### 【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染流行に対応し、中小企業の操業再開の困難とともに克服することへの援助に関する通知』（工信明電〔2020〕14号）

#### 【政策リンク】

<http://www.miit.gov.cn/n973401/n7647394/n7647399/c7669722/content.html>

3. 信用の優良な企業が零細企業の増信集合債券を発行することを奨励し、感染流行の影響を受けた中小・零細企業のために流動性支援を提供する。債券の発行者が40%以下の債券資金を運転資金の補充に使用することを認めるとともに、委託貸付の集中度に関する要求を緩和して「単独の委託貸付対象に対して提供する委託貸付資金の累計残高が5000万円を超えてはならず、かつ零細債券募集資金の総規模の10%を超えない」とする。

#### 【依拠する政策】

『国家发展改革委员会弁公庁 感染対策期間において企業の債券業務を適切に行うことに関する通知』（发改弁財金〔2020〕111号）

#### 【政策リンク】

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/09/content\\_5476359.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/09/content_5476359.htm)

4. 困難を抱える零細企業、個人工商業者を積極的に援助する。管轄地域内の零細企業及び個人工商業者のサービスマッチング及び需要調査を適切に行い、感染流行の影響を受けて一時的に困難を抱えているが、なお発展見込みの良好な零細顧客に対し、元金償還・利息支払いの取決めの調整、貸付利率の適度な引き下げ、貸付期間延長の引継ぎ整備等の措置を通じて積極的に困難救済を行う。金融包摂分野の内部資源傾斜配分を強化し、零細企業の「初回貸付利用率」及び信用貸付の占有率を引き上げ、零細企業の総合融資コストのさらなる低減を図る。企業の財産保険、安全生産責任保険、輸出信用保険等の業務開拓を強化し、零細企業の生産経営により多くの保障を提供する。

**【依拠する政策】**

『中国銀行保険監督管理委員会弁公庁の感染対策金融サービスをより適切に提供することに関する通知』（銀保監弁発〔2020〕15号）

**【政策リンク】**

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=890657&itemId=915>

5. 一時的な元金償還・利息支払いの延期。2020年1月25日以降に期限の到来した困難のある中小・零細企業（零細企業の事業主、個人商工業者を含む）の貸付元金及び2020年1月25日から6月30日までにおいて零細企業が支払わなければならない貸付利息について、銀行業金融機関は企業の申請を受け、企業に一定期間の一時的元利返済延期の措置を与える。元金償還・利息支払いの期限を最長で2020年6月30日まで延期し、延滞利息は免除する。

**【依拠する政策】**

『中小・零細企業に対する貸付について一時的に元金償還・利息支払いの延期を実施することに関する通知』（銀保監発〔2020〕6号）

**【政策リンク】**

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=892278&itemId=926>

6. 再貸付、再割引の限度額を5000億元増額し、その重点的用途は中小規模の銀行による中小・零細企業への信用貸付支援強化とする。同時に農村部金融機関、小規模金融機関支援の再貸付利率を0.25ポイント引き下げて2.5%とする。6月末までに、地方法人銀行に対し新たにLPRに50ベースポイント加えた利率を上回らない金融包摂型零細企業向け貸付を提供し、同額の再貸付基金の申請を認める。全国規模の商業銀行の零細企業の信用貸付投入を強化するよう奨励、指導し、零細貸付利率を前年に対して顕著に引き下げるよう努力する。国有大型銀行の前年の金融包摂型零細企業の

貸付残高の同期比成長率が30%を下回らないようにする。政策性銀行では特別信用貸付上限額を3500億元増額し、優遇利率により民間、中小・零細企業に対して貸し付ける。

【依拠する政策】

2月25日国務院常務会議紀要

『再貸付、再割引の支援を強化し、秩序ある操業再開を促進することに関する通知』  
(銀発〔2020〕53号)

【政策リンク】

[http://www.gov.cn/premier/2020-02/25/content\\_5483215.htm](http://www.gov.cn/premier/2020-02/25/content_5483215.htm)

6. 個人工商業者への金融支援強化。各地で金融機関との連携を強化し、感染流行の影響が深刻な、期限が到来しても返済が困難で一時的に収入源を失っている個人工商業者に対し、返済の取決めを柔軟に調整し、貸付期間を合理的に延長するようにし、盲目的な貸し剥がしや貸付打ち切り、故意による貸付遅延等を行ってはならない。金融機関が3000億元の低利息貸付を増加し、個人工商業者向けの支援を行うよう指導する。

【依拠する政策】

『感染流行の影響に対応し、個人工商業者への支援を強化することに関する指導意見』  
(国市監注〔2020〕38号)

【政策リンク】

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/28/content\\_5484720.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/28/content_5484720.htm)

**(四) 中小企業に対する公共サービス及びイノベーション支援の強化**

1. 感染対策の関連技術及び製品のイノベーションを指揮し、企業のデジタル化モデルチェンジを支持し、企業のスマート製造レベルの向上を支持し、大中小企業のイノベーション発展を促進する。中小企業の公共サービスプラットフォームの作用を発揮させ、研修サービス及び感染流行に関するリーガルサービスを強化する。

【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染流行に対応し、中小企業の操業再開の困難とともに克服することへの援助に関する通知』(工信明電〔2020〕14号)

【政策リンク】

<http://www.miit.gov.cn/n973401/n7647394/n7647399/c7669722/content.html>

2. 業界団体・商会の作用を積極的に発揮して民間・中小企業の操業再開を支援する。企業の地域別、業種別、段階別の操業再開を推進し、企業の操業再開にあたっての防疫ニーズの保障に協力し、従業員、原材料、エネルギー、輸送資源の利用困難を協調して解決する。専門性のある高品質の支援サービスを提供し、企業が税金・費用の減免・納付猶予、企業の就業安定支援、労働者使用、金融面の支援、賃料補助等各種の

優遇政策について理解し、それらを十分に利用できるようサポート・指導する。困難のある企業を全力で救援し、業界団体・商会在感染流行の影響の深刻な民間・中小企業及び武漢等の地域の企業会員に対し、2020年度の会費を半額又は全額免除とすることを奨励する。速やかに業界の要求を反映し、政府決定を強力に支持し、自主的に業界市場秩序を維持し、イノベーションと新モデル・新業態の普及を図り、適切に宣伝を行い世論を積極的に導く。

【依拠する政策】

『国家発展改革委員会弁公庁 民政部弁公庁 積極的に業界団体・商会の作用を発揮し民間・中小企業の操業再開を支援することに関する通知』（発改弁体改〔2020〕175号）

【政策リンク】

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/28/content\\_5484685.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/28/content_5484685.htm)

## 二. 操業再開企業の各種コスト負担の軽減

### (一) 企業の税金・費用負担の軽減

1. 感染流行の影響が大きい交通運輸業、飲食業、宿泊業、旅行業等の企業は2020年に発生した欠損について、繰延の最長年限を5年から8年に延長する。

【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策支援の関連租税政策に関する公告』（財政部 税務総局公告 2020年第8号）

【政策リンク】

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207\\_3466788.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207_3466788.htm)

2. 納税者が提供する公共交通運輸サービス、生活サービス及び住民の生活必需物資の速達便集荷・配達業務から得た収入について、増値税の徴収を免除する。

【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策支援の関連租税政策に関する公告』（財政部 税務総局公告 2020年第8号）

【政策リンク】

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207\\_3466788.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207_3466788.htm)

3. 航空会社が納付すべき民間航空発展基金の徴収免除。

【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策期間における一部の行政事業性費用及び政府性基金の徴収免除に関する公告』（財政部 国家発展改革委員会公告 2020年第11号）

【政策リンク】

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207\\_3466791.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202002/t20200207_3466791.htm)

4. 技術サービス費用の減免。感染対策期間において、市場監督管理総局に所属する計量検定機関、製品品質検査検測機関、特殊設備検査検測機関、操業を再開した企業に対する計量器具検定較正費用の徴収を50%減額し、湖北省の企業に対しては各種検定較正、検査検測にかかる費用を免除する。市場監督管理総局に所属する標準化技術機関では、中外標準情報問い合わせサービス、標準の時効に関する確認及び標準の翻訳費用の徴収を免除する。

**【依拠する政策】**

『市場監督管理総局 国家薬品監督局 国家知的財産権局 操業再開支援の十条』(国市監綜〔2020〕30号)

**【政策リンク】**

[http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zhghs/202002/t20200215\\_311667.html](http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zhghs/202002/t20200215_311667.html)

5. 企業の売掛金抵当登記、変更登記、異議登記の費用の徴収を免除する。農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用社、村鎮銀行、小額貸付業者、消費者金融業者、ファイナンスリース企業、融資保証保険会社、民間銀行、独立法人向けのネットワークサービス銀行等、10類の金融機関の企業信用報告及び個人信用報告サービス料を含む信用照会サービス料の徴収を免除する。

**【依拠する政策】**

『国家発展改革委員会 一部の信用調査サービスの費用徴収の段階的減免に関する通知』(発改価格〔2020〕291号)

**【政策リンク】**

<http://www.chinadevelopment.com.cn/fgw/2020/03/162043>

6. 納税申告期限の延長。

月度申請を行う納税者に対し、湖北省を除き、2月の納税申告期限をさらに延長して2月28日(金)までとし、感染流行の影響により2月28日になってもなお納税申告ができないか、申告の延期手続きを行えない納税者は、速やかに正当な理由を書面により説明した後で、延期申請の事後手続きとともに納税申告を行うことができる。

月度申告を行う納税者は、全国を対象に3月度納税申告の期限を3月16日から3月23日まで延長する。3月23日になってもなお感染対策の1級体制を取っている地域については、さらに適度に納税申告期限を延長することができる。

**【依拠する政策】**

『2020年2月度の納税申告期限のさらなる延長にかかる事項に関する通知』(税総函〔2020〕27号)

『国家税務総局 2020年3月度の納税申告期限の延長にかかる事項に関する通知』(税総函〔2020〕37号)

**【政策リンク】**

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5144080/content.html>  
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810346/n810825/c101434/c5145503/content.html>

7. 税関総署の集計徴税の納税期限の延長。2020年1月申告の集計徴税税関申告書は、企業で2月24日までに納税額の集計電子納付を完了すればよいものとする。納付期限の満了日が2020年2月3日から操業再開日までの期間内にある税額納付書については、期限を自動的に延長し、操業再開後15日以内に税額を納付すればよいものとする。

**【依拠する政策】**

『集計徴税の納税期限の一時延長及び関連の延滞金、遅滞金に関する公告』(公告2020年第18号)

**【政策リンク】**

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/2856273/index.html>

**(二) 企業融資コストの引き下げ**

1. 感染流行の影響が大きい卸売・小売、宿泊・飲食、物流・運輸、文化・観光等の業界及び発展の見込みがあるが一時的に困難を抱えている企業に対し、盲目的な貸し剥がしや貸付打ち切り、故意による貸付遅延等を行ってはならない。期限が到来して返済に困難がある感染流行の影響が深刻な企業に対し、返済期限を延長し、貸付を継続することができる。適度な貸付利率の引き下げ、貸付継続方針の取決め整備、信用貸付及び中長期貸付等の方式を増やすことにより、関連する企業が感染流行災害の影響に打ち勝つための支援を行うことを奨励する。

**【依拠する政策】**

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策への金融支援のさらなる強化に関する通知』(銀発〔2020〕29号)

『銀行業・保険業の金融サービスを強化し、新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策の取組みに協力することに関する通知』(銀保監弁発〔2020〕10号)

**【政策リンク】**

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3965911/index.html>  
<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=888850&itemId=915>

2. 各級の政府性融資担保・再担保機関は、反担保の要求を取り消し、担保料及び再担保料を引き下げなければならない。感染流行の影響が深刻な地域の融資担保・再担保機関に対し、国家融資担保基金による再担保料の徴収額を半減する。

**【依拠する政策】**

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策への金融支援のさらなる強化に関する通知』（銀発〔2020〕29号）

『銀行業・保険業の金融サービスを強化し、新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策の取組みに協力することに関する通知』（銀保監弁発〔2020〕10号）

【政策リンク】

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3965911/index.html>

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=888850&itemId=915>

3. 自身の資産の質が優良で、投資募集プロジェクトの運営状態が良好ながら、感染流行の影響が深刻な企業に対し、2020年内にまもなく返済期限の到来する企業債券の元金及び利息の弁済を用途として新たに企業債券の発行を申請することを許可する。

【依拠する政策】

『国家発展改革委員会弁公庁 感染対策期間において企業の債券業務を適切に行うことに関する通知』（発改弁財金〔2020〕111号）

【政策リンク】

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/09/content\\_5476359.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/09/content_5476359.htm)

4. 各銀行機関は、事前に計画し、速やかに企業情報を把握し、信用貸付の手順を最適化し、貸付期限を合理的に延長し、料金及び利息を有効に引き下げ、影響を受けた企業の秩序ある効率的な生産経営回復を支援する。保険機関が利益を削って料金を引き下げ、適度に料金・費用の納付期限を延長する等の方式により、感染流行の影響が大きい企業の一時的な困難の克服を支援することを奨励する。製造業への貸付提供を強化し、サプライチェーン金融サービスを増強する。

【依拠する政策】

『中国銀行保険監督管理委員会弁公庁の感染対策金融サービスをより適切に提供することに関する通知』（銀保監弁発〔2020〕15号）

【政策リンク】

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=890657&itemId=915>

### （三）「5險1金」の負担の軽減

1. 企業基本養老保険料、失業保険料、労災保険料を段階的に減免する。2020年2月より、湖北省を除く各省において中小・零細企業に対し、前記3項の社会保険料の企業が納付する部分の納付を免除できるものとする（5ヶ月を超えない）。大型企業等のその他の保険加入企業（機関の事業組織を含まない）に対し、3項の社会保険料の企業が納付する部分を半額で納付できるものとする（3ヶ月を超えない）。湖北省におい

ては、各種の保険加入企業（機関の事業組織を含まない）に対し、3項の社会保険料の企業が納付する部分の納付を免除できるものとする（5ヶ月を超えない）。

【依拠する政策】

『人力資源社会保障部 財政部 税務総局 企業社会保険料の段階的減免に関する通知』（人社部発〔2020〕11号）

【政策リンク】

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/21/content\\_5481861.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/21/content_5481861.htm)

2. 従業員基本医療保険料を段階的に減額徴収する。2020年2月より、従業員医療保険料の企業納付部分について半額徴収を実行し、減額徴収期間は最長で5ヶ月を超えないものとする。各地ごとにそれぞれ施策を行う。

【依拠する政策】

『国家医療保障局 財政部 税務総局 従業員基本医療保険料の段階的減額徴収に関する指導意見』（医保発〔2020〕6号）

【政策リンク】

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/23/content\\_5482279.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/23/content_5482279.htm)

3. 住宅積立金の納付猶予。新型コロナウイルスによる肺炎の感染流行の影響を受けた企業は、規定により2020年6月30日までの住宅積立金の納付猶予を申請することができ、納付猶予期間中も納付期間の計算は中断せず、従業員の正常な住宅積立金貸付の引き出し及び申請に影響を与えない。新型コロナウイルスの感染流行の影響を受けた従業員が、正常に住宅積立金貸付を返済できない場合、2020年6月30日までは期限超過処理を行わない。

【依拠する政策】

『住宅都市農村建設部 財政部 人民銀行 新型コロナウイルスによる肺炎の感染流行に適切に対応し、住宅積立金の段階的支援政策を実施することに関する通知』（建金〔2020〕23号）

【政策リンク】

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/24/content\\_5482678.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/24/content_5482678.htm)

#### （四）各種生産要素コストの低減

1. 全国の有料道路の車両通行料の徴収免除。通行料の徴収を免除する期間は、2020年2月17日0時より、感染対策の取組みが終了するまでとする。

【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策期間において有料道路の車両通行料の徴収を免除することに関する通知』

【政策リンク】

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/15/content\\_5479381.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/15/content_5479381.htm)

2. 支援のための二部制電気料金政策の実施。感染対策期間中に正常に稼働、操業再開することができなかった企業に対し、容量（需要量）電気料金計算方式の周期変更及び容量減少（一時停止）期間に関する申請手続きを緩和し、電力利用者は容量減少、一時停止、容量減少の回復、一時停止の解除を随時申請することができるものとする。感染対策上のニーズを満足するため生産能力を拡大する企業については、もと契約の最大使用量を選択して容量（使用量）電気料金を支払っていた場合、実際の最大用量は契約の最大需要量の制限を受けず、超過部分は実際の使用状況に応じて計算、請求する。

**【依拠する政策】**

『感染対策期間における支援のための二部制電気料金政策の採用、企業の電力使用コスト引き下げに関する通知』（发改办价格〔2020〕110号）

**【政策リンク】**

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/08/content\\_5476124.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/08/content_5476124.htm)

3. 電気料金の引き下げ。2020年2月1日から6月30日まで、高エネルギー消費業界の利用者を除き、一般工商業及びその他の電気料金、大規模工業電気料金を適用する電力利用者の電力使用コストを段階的に引き下げる。電力会社は上記の電力利用者（すでに市場取引に参加している利用者を含む）の電気料金を計算、請求する際、一律もとの世帯電気料金水準の95%として計算する。

**【依拠する政策】**

『国家发展改革委员会 企業の電力使用コストを段階的に引き下げ、企業の操業再開を支援することに関する通知』（发改办价格〔2020〕258号）

**【政策リンク】**

[www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/22/content\\_5482141.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/22/content_5482141.htm)

4. ガス料金の引き下げ。現行の天然ガス価格システムの枠組み内において、夏期価格の価格方針を繰上げ適用し、企業のガス使用コストを可能な限り引き下げる。政府の指導価格を適用する非居住者のガス使用については、基準分配所価格をベースに適度に引き下げ、価格水準を可能な限り引き下げる。化学肥料等農業生産に関わり、感染流行の影響が大きい業界に対してはさらに優遇したガス供給価格を適用する。価格がすでに開放されている非居住者のガス使用は、天然ガスの生産経営企業が市況に基づき川下のガス使用企業と十分に協議したうえで、価格水準を引き下げることを奨励する。

**【依拠する政策】**

『国家发展改革委员会 非居住者のガス料金を段階的に引き下げ、企業の操業再開を支援することに関する通知』（发改办价格〔2020〕257号）

**【政策リンク】**

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/22/content\\_5482149.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/22/content_5482149.htm)

5. 道路・水運工事の施工業者の防疫・生産再開コストを軽減する。感染対策に関する投資は工事建設コストに含め、感染対策費用の具体的な計算方式及び関連契約工期の調整原則等は、省級交通運輸所管機関により指導を強化し、建設に参加する業者は契約の約定及び関連規定に基づき処理する。

**【依拠する政策】**

『交通運輸部 道路水運工事の感染対策の秩序ある正確な操業再開・稼働を推進することに関する通知』（交公路明電〔2020〕85号）

**【政策リンク】**

[http://xxgk.mot.gov.cn/jigou/glj/202003/t20200304\\_3340439.html](http://xxgk.mot.gov.cn/jigou/glj/202003/t20200304_3340439.html)

### 三. 雇用・就業安定化の支援

1. 失業保険による就業安定化還付政策。人員削減を行わないか、削減人数を少数に抑えた保険加入企業に対し、前年実際に納付した失業保険料の50%を還付する。

**【依拠する政策】**

『失業保険により企業の就業・職務安定化を支援することに関する通知』（人社部発〔2019〕23号）

**【政策リンク】**

[http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/gfxwj/201908/t20190807\\_328737.html](http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/gfxwj/201908/t20190807_328737.html)

2. 企業が職場内訓練を実施し、感染流行の影響を受けた企業が防疫の安全を確保した状況において、操業を停止した期間、回復した期間において、従業員にオフラインもしくはオンラインの職業訓練を実施した場合は、規定により補助類訓練の範囲に含める。

**【依拠する政策】**

『感染対策期間の就業に関する取組みを適切に行うことに関する通知』（人社部明電〔2020〕2号）

**【政策リンク】**

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/06/content\\_5475179.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/06/content_5475179.htm)

3. 湖北省等の感染多発地域において、職業技能訓練に用いる各種の補助金を合理的に統合し、学習時間記録、オンライン訓練証書等によりオンラインの職業技能訓練に参加した労働者に対し、技能訓練補助を支給する。

**【依拠する政策】**

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染流行に対応し、労働者のオンライン職業技能訓練を支援・奨励することに関する通知』（发改弁就業〔2020〕100号）

**【政策リンク】**

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/06/content\\_5475392.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/06/content_5475392.htm)

4. 感染対策期間における労働者使用の問題を臨機応変に処理することとし、勤務時間を柔軟に設定することを奨励する。感染対策期間の賃金待遇問題を協議により処理し、従業員の賃金待遇に関する権益を保障する。感染流行の影響が大きい企業又は政府の保障任務を負担した企業に対し、人材サービス機関より料金を減免して人員採用サービスを提供することを奨励する。企業の就業安定化コストを合理的に分担し、失業保険による就業安定化還付政策、訓練費用補助政策、零細企業の労働組合経費支援政策、企業組織会費返還政策、労働組合防疫特別資金を活用する。

**【依拠する政策】**

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策期間の労働関係安定を適切に行い、企業の操業再開を支援することに関する意見』（人社部発〔2020〕8号）

**【政策リンク】**

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/08/content\\_5476137.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/08/content_5476137.htm)

5. 各項の就業安定化政策の実施徹底。各地で職業斡旋を提供する人材サービス機関に対し、規定により就業・起業サービスの補助政策の実施を徹底する。感染対策の重点企業向けに人材サービスを提供する機関に対し、職業技能訓練の関連条件を満たすものは、規定により補助類訓練範囲に含める。感染対策期間における貢献が特に優れた人材サービス機関に対し、用地の賃料の減免、奨励補助等の措置弁法を検討し制定する。人材サービス機関が、感染流行の影響が大きいか、感染対策の重点任務を負担した企業のために採用募集サービスの費用を適度に減免できることを通知し、奨励する。

**【依拠する政策】**

『人力資源社会保障部弁公庁 新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策期間における人材サービス関連業務を徹底して適切に行うことに関する通知』（人社庁明電〔2020〕11号）

**【政策リンク】**

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/20/content\\_5481301.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/20/content_5481301.htm)

6. 就業・貧困扶助の取組みを適切に行う。重点企業が条件に適合する貧困労働者を優先的に募集・採用することを奨励し、就業受入一時補助金を支給し、条件に適合する地域では補助基準を適度に引き上げることを認める。貧困労働者の就業を受け入れる各種の農業用物資企業、農業経営主体に対し、重点企業を参照し就業受入一時補助金を支給する。感染流行の影響を受け失業した、保険に加入する貧困労働者に対し、現地の失業保険金基準を上回らない失業補助金を支給する。貧困労働者が積極的にオンライン訓練に参加することを奨励、支援し、訓練期間において規定により職業訓練の補助範囲に含めるとともに、一定の生活費補助を支給する。

**【依拠する政策】**

『人力資源社会保障部 国務院貧困扶助弁公室 新型コロナウイルスによる肺炎の感染流行に対応し、就業・貧困扶助の取組みをより適切に行うことに関する通知』（人社部発〔2020〕12号）

**【政策リンク】**

[http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/gfxwj/202002/t20200225\\_360567.html](http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/gfxwj/202002/t20200225_360567.html)

**四. 各分野の企業の操業再開への支援**

1. 次世代情報技術サポートサービスを運用した操業再開。インダストリアルインターネット、産業用ソフトウェア、人工知能、仮想現実/拡張現実等の新技術の応用を深化させ、共同研究開発、無人化生産、遠隔操作、オンラインサービス等の新モデル・新業態の普及を推進し、製造業の生産能力の回復を急ぐ。インダストリアルインターネットのプラットフォームによりサプライチェーンの完備を保障し、生産の提携とリスクの事前提示を適切に行う。生産停止、供給中断のリスクが発生し転機となった場合には、事前に柔軟な生産モデルの転換及び生産能力の共有を手配し、ITの手段によりサプライチェーンの安全を確保する。クラウドコンピューティングを運用して企業のクラウド運用を推進し、テレワーク、自宅勤務、テレビ会議、オンライン訓練、共同研究開発及び電子商取引等のオンライン勤務方式を重点的に推進する。工業電子商取引企業と物流企業の効率的な連携を支持し、インテリジェント物流システムを整備し、生産・生活用物資の流通におけるボトルネックを解消し、生産材料及び生活用品の有効な供給を保障する。

**【依拠する政策】**

『工業情報化部弁公庁 次世代IT技術によるサポートサービスを運用した感染対策及び操業再開の取組みに関する通知』（工信庁信発〔2020〕4号）

**【政策リンク】**

<http://www.miit.gov.cn/n1146290/n1146402/c7683474/content.html>

2. ブロードバンドネットワーク敷設・保守アシスト企業の操業再開に注力する。政治的意識をしっかりと持ち、ブロードバンドネットワークの敷設・保守の業務を着実かつ綿密に行い、サービスの利用者と企業の能力を不断に高め、協同推進体制を構築し、ブロードバンドネットワークのニーズに積極的に対応し、ネットワークサービス能力を自主的に向上し、人員の安全を保障する。

**【依拠する政策】**

『工業情報化部弁公庁 ブロードバンドの敷設・保守アシスト企業の操業再開に関する取組みを適切に行うことに関する通知』（工信庁通信函〔2020〕25号）

**【政策リンク】**

<http://www.miit.gov.cn/n1146290/n1146402/c7684043/content.html>

3. 農民工の勤務復帰に関する業務再開サービスの保障を適切に行う。農民工の勤務復帰のための移動ニーズを全面的に把握し、交通運輸機関は農民工の集中的勤務復帰ニーズに基づき、専用車による輸送案を策定し、「1 車両 1 案」の原則により「点から点」の直送サービスを実施する。

【依拠する政策】

『農民工の勤務復帰・業務再開「点から点」サービス保障の取組みを適切に行うことに関する通知』（人社部明電〔2020〕4号）

【政策リンク】

[http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/gfxwj/202002/t20200219\\_360228.html](http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/gfxwj/202002/t20200219_360228.html)

4. 複数の措置を講じて工業通信業企業の操業再開を推進する。医療用防護物資の供給を全力で保障し、企業の感染対策の取組みを親身にサポートし、あらゆる規模の企業に対する支援を強化し、民生必需品を生産する企業の操業再開の推進を加速し、重点業界の企業の操業再開を推進し、重大プロジェクトの操業再開を推進し、市場消費の質的向上、量的拡大を大いに促進し、人の移動を回復し、物流の障害を解消し、分類指導を強化する。

【依拠する政策】

『工業通信業企業の操業再開の秩序ある推進に関する指導意見』（工信部政法〔2020〕29号）

【政策リンク】

<http://www.miit.gov.cn/n1146290/n1146402/c7691348/content.html>

5. 商務分野の企業の操業再開支援。流通の保障供給企業が迅速に操業再開できるよう導き、住民の生活必需品の市場供給を全力で保障する。その他の流通企業の速やかな操業再開を推進し、消費者の信用と市場の活力を徐々に取り戻す。対外貿易・外資分野において基盤を安定させ、重点を際立たせ、政策による支援を強化し、サプライチェーンの重点地域、大手企業の操業再開を優先的に保障し、川上、川下の各者の連携協力を強化し、産業チェーン、サプライチェーンのスムーズな運営を保障する。有効な措置を講じて電子商取引企業の操業再開を支援し、企業の商品販売モデルの革新を奨励し、配送頻度を減らし、直接接触のリスクを低下させる。

【依拠する政策】

『商務部 防疫の取組みを適切に行うことを前提に、商務分野の企業の秩序ある操業再開を推進することに関する通知』

【政策リンク】

<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/202002/20200202938327.shtml>

6. 家屋建築及び市政インフラ工事分野の操業再開支援。安定成長政策の厳格な徹底。工事担保を大いに推進し、銀行保証状、工事担保企業の保証状又は工事保証保険によ

る保証金代替により、企業の資金占用を抑える。企業に対する費用徴収のリスト制度を厳格に実行し、各種のみだりな費用徴収や罰金、金銭・役務割当等の行為を断固として制止し、企業コストの切実な引き下げを図る。未払いの長期化を防止するメカニズムを確立して整備し、政府又は国有の投資工事が各種の方式により企業に自己資金による工事請負を要求することを厳禁とし、建設業者は契約の約定に従い期限通り満額で工事代金を支払い、新たな代金の未払いの形成を回避する。

【依拠する政策】

『住宅都市建設部弁公庁 新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策を強化し企業の秩序ある稼働・操業再開を推進する取組みに関する通知』（建弁市〔2020〕5号）

【政策リンク】

[http://www.mohurd.gov.cn/wjfb/202002/t20200226\\_244143.html](http://www.mohurd.gov.cn/wjfb/202002/t20200226_244143.html)

## 五. 対外貿易と外資の安定化

1. 外資系企業の秩序ある正常な生産経営の回復を積極的にサポートし、外資の大型プロジェクトへのサービス保障を強化し、企業・投資誘致の方式を革新及び最適化し、地域ごとの特性を配慮した正確なサポートを提供し、ビジネス環境の持続的な改善を図る。

【依拠する政策】

『商務部弁公庁 新型コロナウイルスによる肺炎の感染流行に積極対応し外資系企業へのサービス及び企業・投資誘致の取組みを強化することに関する通知』

【政策リンク】

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/202002/20200202934738.shtml>

2. 山東省における外資安定化の代表的経験の普及推進。山東省人民政府弁公庁は『外商投資企業の操業再開の加速、外商投資推進にかかる若干の措置に関する通知』（魯政弁字〔2020〕17号）を公布し、19条の外資系企業の操業再開の加速、外商投資推進のための政策措置を打ち出したが、これらは目的適合性と実行可能性に優れ、現在の各地における感染流行の影響克服、外資系企業強化サービス、全国の外資安定化の適切な取組みにとり、重要な参考価値がある。

山東省の19条の措置の内容は、外資系企業の防疫物資調達への協力、飲食サービス提供、企業従業員の職場復帰の支援、企業の労働者使用問題解決のサポート、生産物資の輸送保障、信用貸付による支援強化、企業物流コストの引き下げ、関連する税金・費用の減免、納税期限の延長、社会保険料の納付猶予、企業が人員削減を実施しない・削減人数を抑えることの支持、企業信用リスクの低減、貿易分野の救済に関する法律コンサルティングサービスの強化、オンライン企業誘致の強力推進、重大経済貿易イベント企画への注力、省政府の外国駐在経済貿易代表機関プラットフォームの役割発揮、重大外資プロジェクトの実行推進、「点から点」サービスの強化、投資環境の改善持続となっている。

**【依拠する政策】**

『商務部 山東省の外商投資企業の操業再開加速、外商投資推進にかかる若干の措置の普及推進に関する文書』

**【政策リンク】**

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/202002/20200202936424.shtml>

3. 対外貿易・外資の安定化、消費促進の取組みを適切に行う。対外貿易、外資、貿易・流通及び電子商取引企業の秩序ある操業再開を支援する。対外経済貿易管理のプロセスを簡素化し、企業の輸出入許可証のペーパーレス申請・受領を促進する。リーガルサービスを強化し、企業リスクの低減を図る。対外貿易の新業態、新モデルによる発展を支持する。輸出信用保険の支援を強化し、輸出信用保険の補償範囲をさらに拡大し、短期保険料率を合理的に引き下げる。国外の貿易制限措置に積極的に対処する。サービス貿易のイノベーション発展を深化させる。自由貿易協定による優遇政策を活用する。外資系企業の信用を安定させる。外資大型プロジェクトの追跡サービスを強化する。企業・投資誘致の方式を革新、最適化する。プラットフォームを開放し、感染対策を徹底し発展を促進するよう指導する。外資系企業の動態モニタリングを強化する。国外の感染流行に対応する迅速な反応メカニズムを確立する。貿易・流通企業の経営サービスモデル革新を支持する。サービス消費の質的向上、量的拡大を推進する。新興消費潜在力を発揮させる。

**【依拠する政策】**

『商務部 新型コロナウイルスによる肺炎の感染流行に対応し、対外貿易・外資安定化、消費促進の取組みを適切に行うことに関する通知』（商綜発〔2020〕30号）

**【政策リンク】**

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/fwzl/202002/20200202937077.shtml>

4. 短期保険を感染流行の影響対策、対外貿易安定化の取組みの有力なきっかけとし、企業に輸出信用保険政策の手段を十分活用するよう導く。短期保険の補償範囲をより拡大し、目的に適合する専門サービスを打ち出し、保険の担保効率を高め、担保モデルを革新し、企業の輸出リスク管理強化をサポートし、企業の損失を減少させる。

**【依拠する政策】**

『商務部 中国輸出信用保険会社の2020年短期輸出信用保険に関する取組みを適切に行い、対外貿易企業の新型コロナウイルスによる肺炎の感染流行の影響への対応を全力で支援することに関する通知』（商財函〔2020〕50号）

**【政策リンク】**

<http://cws.mofcom.gov.cn/article/xxfb/202002/20200202938068.shtml>

## 政策の実施徹底編

### 一. 財政政策の実施強化

1. 各級の労働組合は同級の党委員会、政府の全体指示及び企業・組織の感染対策の取組みの具体的取決めに基づき、労働組合経費の累計残高状況及び年度の労働組合経費収入の状況に鑑み、感染対策取組みのニーズを十分に考慮し、一定規模の感染対策特別資金を設けて2020年収支予算管理に組み込むことができる。感染対策特別資金は専用費用により単独で計上し、感染対策に関係のない支出に用いてはならない。

【依拠する政策】

『中華全国総工会弁公庁 新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策の取組み強化、特別資金の使用管理に関する通知』

【政策リンク】

<http://www.acftu.org/template/10041/file.jsp?aid=99693&from=groupmessage&isappinstalled=0>

2. 財政・税務政策の実施徹底、財政資金監督管理の強化。各級の財政・税務機関は政策の宣伝、説明、指導を強化し、関連財政・税務政策の実施徹底状況を密接に追跡し、感染対策の財政・税務政策の実施徹底を確保する。感染対策にかかる財政・税務資金の監督管理を強化し、関連財政・税務政策の実施及び財政資金の使用効果に対する実績評価を速やかに行い、監督管理業務の実効性を確実に向上させる。

【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策を強化し、財政・税務政策の実施を徹底し、財政資金の監督管理を強化することに関する通知』（財弁〔2020〕11号）

【政策リンク】

[http://jdjc.mof.gov.cn/fgzd/202002/t20200219\\_3471721.htm](http://jdjc.mof.gov.cn/fgzd/202002/t20200219_3471721.htm)

3. 汚染対策資金の管理強化。各省では引き続き財政汚染対策資金の投入を保障し、各地の感染対策の実情を考慮するようにし、汚染対策資金を分配する際には、感染流行の影響がより深刻な市・県に傾斜して積極的に支援し、それらの地域の汚染対策資金のニーズを確実に保障し、感染の二次災害により生態環境や人民大衆の健康にマイナスの影響が及ぶことを防止する。

【依拠する政策】

『汚染対策資金管理の強化、感染対策の防衛戦に打ち勝つことへの支持に関する通知』（財資環〔2020〕3号）

【政策リンク】

[http://zyhj.mof.gov.cn/zcfb/202002/t20200221\\_3472479.htm](http://zyhj.mof.gov.cn/zcfb/202002/t20200221_3472479.htm)

## 二. 租税政策の実施強化

1. すでに公布された租税優遇政策を真摯に実施する。2020年2月1日、2月6日に新たに公布された「6税」、「2費」にかかる12項目の政策及び地方が法定権限の範囲内で公布する政策を着実に実施し、手続きを簡素化し、インターネット上で宣伝・指導を行い、租税政策の執行状況に対する監督・評価を確実に強化する。租税管理の措置を調整し、法により納税申告期限を延長し、納税を猶予し、発票供給を保障し、税務法執行方式を最適化し、権益の保障を強化する。

### 【依拠する政策】

『税收職能作用を十分に發揮し、感染対策の防衛戦に助力し打ち勝つための若干の措置に関する通知』（税総発〔2020〕14号）

### 【政策リンク】

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5143587/content.html>

2. 簡便な徴収管理プロセスの制定。増値税、消費税の徴収免除に関する優遇を享受する企業は、自ら判断して免税申告を行うことができ、関連の免税届出手続きを行う必要はないが、関連の証明書類を調査に備えて保管しておく必要がある。

### 【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策の関連租税徴収管理事項の支持に関する公告』（国家税務総局公告2020年第4号）

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策にかかる租税優遇政策の指針』

### 【政策リンク】

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5143593/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n8107555143592/content.html>

3. 輸出税還付（免除）サービスの最適化。感染対策期間において、納税者は「非接触」方式により輸出税還付（免除）の届出申告、証明書発行及び税の還付（免除）申告を行うことができる。納税者に対し、上記の税務事項の手続きにあたり提出を求め、る書面の資料について、すでに書面資料のデータイメージ申告が実現されている地域では、現行の方式により提出することができる。書面資料のデータイメージ申告が実現されていない地域においては、当面は納税者に書類の提出を求めず、感染対策期間が終了してから事後提出を行うものとする。

### 【依拠する政策】

『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策期間中の輸出税還付（免除）に関する取組みを適切に行うことに関する通知』（税総函〔2020〕28号）

### 【政策リンク】

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/22/content\\_5481974.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/22/content_5481974.htm)

4. 2020年の「人民のための税務キャンペーン」を実施する。租税優遇政策、社会保険料の段階的減免政策を実施、整備し、「非接触」方式による納税サービスを積極的に推進し、即時納税・費用納付サービスの最適化、申告延期、納税猶予及び発票保障措置を確実に実施する。零細企業の発展をサポートする「銀税互動」を深化させ、融資の難題解決に助力する。零細企業への支援に注力し、就業の安定化を積極的に促進する。税金・費用の低減を強化、推進する。

**【依拠する政策】**

『国家税務総局 2020年「便民办税春风行動」実施に関する意見』（税総発〔2020〕11号）

**【政策リンク】**

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5145213/content.html>

5. 関連租税優遇政策を享受する感染対策重点保障物資の生産企業のリスト管理を適切に行う。『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策支援の関連租税政策に関する公告』（財政部 税務総局公告 2020年第8号）、発展改革委員会より公布された通知の実行を徹底するため、感染対策重点保障物資生産企業の申告要求、企業申告手順、関連取組み要求を規定する。

**【依拠する政策】**

『国家発展改革委員会弁公庁 感染対策重点保障物資の生産企業のリスト管理に関する取組みを適切に行うことに関する通知』（発改弁財金〔2020〕176号）

**【政策リンク】**

[https://www.thepaper.cn/newsDetail\\_forward\\_6222371](https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_6222371)